

様式第一（第2条関係）

新たな規制の特例措置の整備に係る要望書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施したいので、別添の書類を添えて、下記のとおり新たな規制の特例措置の整備を求めます。

記

1. 新技術等実証の目標
2. 次に掲げる新技術等実証の内容
 - (1) 新技術等及び革新的事業活動の内容
 - (2) 法第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法
 - (3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法
3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所
4. 参加者等の具体的な範囲
5. 新技術等実証を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置に係る新技術等関係規定の条項
6. 新技術等実証を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
7. その他

（備考）

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

1. 新技術等実証の目標
新技術等実証の目標（新技術等実証を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す実証の方向性）を、新技術等実証の後に行おうとする革新的事業活動を踏まえて要約的に記載する。
2. 新技術等実証の内容
 - (1) 「(2)」には、実証を適切に実施するために必要となる措置についても記載する。
 - (2) 「(3)」には、新技術等の実用化に当たって当該新技術等に関する規制について分析する場合に記載する。「分析の内容」には、規制が成立した時点で想定されていなかったような革新的な技術を利用することで、規制の目的を一層適切に達成することが可能である等の仮説を、「実施方法」には、分析に使用する情報・資料をそれぞれ記載する。
3. 実施場所には、新技術等実証を行う場所の住所を記載する。インターネット上で完結するサービスに関する実証など、実証を行う住所が性質上特定できない場合は、可能な限り場所が判別できるように記載する。
4. 新技術等実証を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
 - (1) 整備を求める規制の特例措置の内容（現行規制が目的としている安全性等の確保を、現

行規制とは異なる方法により担保するための措置等の提案を含むものとする。)を要約的に記載する。

(2) 新たな規制の特例措置を整備することにより実施が可能となる新技術等実証の内容を要約的に記載する。

(3) 現行規制の範囲において、既に実証の一部を実施している場合はその内容を記載する。